

令和 7 年度 公文書開示（5 月決定分）

[illegible]

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
6	R7. 2. 14	R7. 5. 12	寄附金（税額）控除のための書類（令和 3 年、令和 4 年、令和 5 年）（2 名） 寄附金（税額）控除のための書類（令和 3 年、令和 5 年）（1 名） 寄附金（税額）控除のための書類（令和 3 年）（3 名） 寄附金（税額）控除のための書類（令和 5 年）（2 名）	1	1															選挙管理委員会事務局 総務課
7	R7. 4. 28	R7. 5. 9	令和 6 年 4 月 28 日 執行衆議院議員補欠選挙（東京都第 15 区）における公費負担申請書類（1 名）	1		1					1	1	1						・ 東京都情報公開条例第 7 条第 2 号 領収書等に記載の氏名等については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものに当たるため不開示とする。 ・ 東京都情報公開条例第 7 条第 3 号 請求書等に記載の口座情報等については、取引先等の限られた一定範囲の者のみに明らかにしている内部管理情報であることから、公にすることにより、当該法人の競争上の地位又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため不開示とする。 ・ 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号 請求書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課
8	R7. 5. 13	R7. 5. 27	令和 6 年 10 月 27 日 執行衆議院議員選挙における選挙運動費用収支報告書（2 名）	1	1															選挙管理委員会事務局 選挙課
9	R7. 5. 13	R7. 5. 27	令和 6 年 10 月 27 日 執行衆議院議員選挙における選挙運動費用収支報告書に係る領収書（2 名）	1		1					1		1						・ 東京都情報公開条例第 7 条第 2 号 領収書等に記載の担当者名やクレジットカード情報、銀行名、銀行番号、支店番号・口座（当座）番号、電話番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・ 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号 領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課